

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（閣法第二

〇号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。）に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

二、防衛大臣は、国が特定防衛調達について債務を負担する会計年度の予算について財政法第十八条の閣議決定があつたときは、遅滞なく、当該特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うこ

とによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

三、防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによつて縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

四、本法律は、公布の日から施行し、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、特定防衛調達に係る平成三十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十一年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、前記一は、平成三十一年三月三十一日後も、なおその効力を有する。